

市老人医療費助成(垣老)・市心身障害者医療費助成

医療費受給者証の更新

対象者には、新しい受給者証を6月20日ごろ郵送

市老人医療費助成制度（垣老）と市心身障害者医療費助成制度の受給者証が、新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

各制度の対象者（下表）には、新しい受給者証を6月20日ごろに郵送します。なお、心身障害者医療費助成制度の対象者には、受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で必ず返信してください。

また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。氏名や住所などの個人情報がかからないように裁断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ（内線484～487）へ。



助成制度名	対象者
市老人医療費助成(垣老)	67～69歳(昭和18年7月2日～21年6月1日生まれ)の人 ※本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があります
市心身障害者医療費助成	身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの、市民税非課税の人 ※更新申請書を必ず返信してください

年金引き落とし 口座振替

国民健康保険料の納付方法 口座振替を利用

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

◆現在、納付書で納付している人

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

◆保険料の未納がある世帯（口座振替利用者を含む）

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、窓口サービス課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンターで手続きしてください。

【持ち物】①振替口座の預金通帳、②通帳の届け印、③被保険者証、④納付書

＜問合せ＞ 窓口サービス課国民健康保険グループ(内線452～455)

販売農家の皆さんへ

経営所得安定対策交付金 環境保全型農業直接支払交付金

市は、農林水産省が行う経営所得安定対策および環境保全型農業直接支払交付金の申請を、次のとおり受け付けています。

詳しくは、農林課（内線523～525）へ。

＜経営所得安定対策交付金＞

昨年度までの「農業者戸別所得補償制度」から名称が変更となりましたが、内容などに変更はありません。昨年度同様、販売を

目的として、水田で作物を作付ける場合、交付金を受けることができます。

平成25年産の営農計画書を提出した人には、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いました。それ以外で申請を希望される人は、6月28日までに、農林課または上石津・墨俣地域事務所まで申請してください。

＜環境保全型農業直接支払交付金＞

エコファーマーの認定（県知事認定）を受けた販売農家を対象として、農業振興地域内の農地で、栽培前後に緑肥（れんげなど）作付けと化学肥料や化学合成農薬の5割低減などの取り組みを行う場合、交付金を受けることができます。

申請を希望される人は、6月28日までに、農林課で申請してください。



木造住宅の耐震補強工事

最大210万円の補助



発生が予想される南海トラフを震源域とする大規模地震——。市は、こうした大規模地震に備え、公共施設や民間住宅の耐震化を進め、地震に強いまちづくりを進めています。今回、市内の木造住宅の耐震補強工事に対して、県内最高基準の補助金を次のとおり交付します。

- ◆対象／昭和56年5月末以前に建築または着工された3階以下（地階を除く）の木造住宅 ※丸太組み構法や国認定のプレハブ工法は除く
- ◆補助率・補助額／費用の10分の7以内（限度額210万円）
- ◆募集件数／30戸（抽選）
- ◆申込／6月3日～28日の平日に、建築課で配布の申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課（東庁舎2階）へ持参
- ◆問合せ／建築課（内線682～684）へ

耐震診断 耐震補強設計

このほか、耐震診断や耐震補強設計にも補助制度があります。本紙5月1日号でお知らせしましたが、現在、応募件数に若干のゆとりがあります。こちらは先着順ですので、お早めにお申し込みください。

吹付けアスベストなどの含有調査や除去工事に補助

市は、アスベストによる健康被害を防ぐため、市内のすべての建築物（取り壊し予定も可）を対象に、アスベスト含有調査や除去工事などの費用の全額または一部を下表のとおり補助します。使用が疑われる場所があれば早期に調査を行い、アスベストが含まれると判明した場合は、除去工事をご検討ください。ただし、補助を受けるには、6月3日から7月5日の平日に建築課（東庁舎2階）で、事前相談（要電話予約）が必要です。申し込みなど詳しくは、建築課（内線682～684）へ。

補助対象事業(消費税額を除く)	補助金額
アスベスト含有調査に要する費用	対象事業費の全額 【上限25万円】
アスベスト除去などに要する費用(代替材の施工費用などを含む)	対象事業費の2/3以内 【上限200万円】

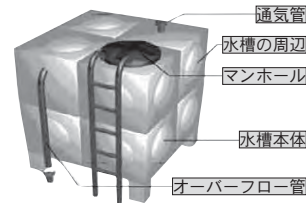
※含有調査や除去工事は、平成26年3月15日までに完了する必要があります

マンションやビルなどの貯水槽水道設置者の皆さんへ

適切な管理と 定期的な自主検査を！

マンションやビルなどの高層建物の多くは、水道水をいったん受水槽にためて、各家庭などに給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が責任をもって管理することになっています。設置者の皆さんは、次のポイントに注意しながら、適切な管理と定期的な自主検査を行ってください。詳しくは、水道課（内線572～573）へ。

- ◆【管理・自主検査のポイント】
- ・受水槽の掃除は、1年に1回は行ってください
- ・水質状態（色、濁り、におい、味）は、1週間に1回は確認し、水質検査は、1年に1回は受けてください
- ◆【点検のポイント】
- ・水槽の周辺はきれいですか
- ・水槽に穴や亀裂などはありませんか
- ・水槽内にサビはありませんか
- ・通気管やオーバーフロー管に



屋外広告物の申請と調査にご協力ください

良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するため、広告塔・看板・壁面広告などの屋外広告物を設置するには、あらかじめ市の許可を受ける必要があります（一定面積以下の自家広告物を除く）。

新たに屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請の手続きを行ってください（許可には手数料が必要です）。すでに設置している場合は、許可を受けているかどうかを、確認してください。

また、許可を受けた場合は、該当する屋外広告物に必ず許可済証（シール）を貼り付けてください。

市は、6月中旬から10月下旬にかけて、地域ごとに屋外広告物についての調査を行います。

調査では、市から委託を受けた調査員が、店舗や事務所などの屋外広告物を、必要に応じて公道から測量し、写真撮影します。ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、都市計画課（東庁舎2階 内線667・669）へ。



人権について考える

障がいのある人の人権

～社会経済活動の参加促進に向けて～



今年4月、障がい者の雇用に関する法令の改正が行われ、障がい者の法定雇用率が15年ぶりに引き上げられました。民間企業は1.8%から2.0%に、国や地方自治体は2.1%から2.3%にそれぞれ引き上げられています。また、対象となる民間企業の範囲も、従業員56人以上から50人以上に拡大されています。

近年、企業においてもCSR（企業の社会的責任）を背景に、積極的に障がい者雇用に取り組む企業が増えています。平成24年の県内民間企業に雇用されている障がいのある人の数は4,137人で、前年より4.6%（181人）増加し、過去最高となっています。しかし、それでも法定雇用率は1.70%で、法定雇用率を達成している民間企業数も半数程度でした。

多くの障がいのある人が就職を希望しているにもかかわらず、その職場の確保は困

難な現状があります。昨年行った市民意識調査でも、障がいのある人の人権についての問題は「働ける場所や機会が少ないこと」が最も多く、5割以上を占める結果となっています。

障がいのある人が職業に就き、その能力を十分発揮することは、社会や経済にとっても大変有意義なことです。

市は、障がいのある人の働ける場所の拡大を図り、障がいのある人の雇用（平成24年の本市の実雇用率2.13%）に努めるとともに、国、県などの関係機関と連携し、民間企業などでの雇用促進を図っています。人権について詳しくは、人権擁護推進室（内線465・466）でお尋ねください。

交通死亡事故 県内多発



6月はシートベルト着用推進月間

後部座席を含めた乗用者全員の着用を徹底しましょう！！

案内

上・下水道の開始と中止の連絡はお早めに

上・下水道の使用を開始または中止するときは、市への連絡が必要です。受け付け時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

入居や転居の日程が決まり次第、早めに水道課（内線574～576）へ連絡をお願いします。

有効期間を経過する水道メーターを交換

市は、計量法に基づき、毎年8年の有効期間を経過する水道

審議会を傍聴してみませんか

郷土館運営委員会	担当：文化振興課（内線788）
6月19日(水) 14:00～15:30	市役所北庁舎北館1階 教育委員会室 ・平成25年度の郷土館の事業・運営について ほか
歴史民俗資料館運営委員会	担当：文化振興課（内線786）
6月27日(木) 10:00～11:30	歴史民俗資料館2階 学習室 ・平成25年度の歴史民俗資料館の事業・運営について ほか